

令和7年第1回山北町議会定例会の経過 (3月6日)

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 (午前9時00分)
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 企画総務課長。
- 企 画 総 務 課 長 それでは、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。
- 条例改正の概要でございますけども、刑法等の一部を改正する法律が施行されることにより、関係する条例、山北町表彰条例、山北町議会の個人情報保護に関する条例、山北町情報公開条例、山北町個人情報保護に関する法律執行条例、山北町情報公開個人情報保護審査会条例、山北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、これを整理するものでございます。
- それでは新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりいただきたいと思っております。
- 山北町表彰条例第9条第2項は、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。
- 次のページをお願いします。
- 山北町議会の個人情報の保護に関する条例は、第53条、第54条、第55条の

懲役をそれぞれ拘禁刑に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

山北町情報公開条例の一部を改正する条例では、附則の5の懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

また、次のページをお願いします。

山北町個人情報の保護に関する法律施行条例は、附則の5、6、8の懲役を、それぞれ拘禁刑に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

山北町情報公開・個人情報保護審査会条例は、第15条及び附則の6の懲役をそれぞれ拘禁刑に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

山北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、第5条の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

それでは、3枚お戻りいただき改正文を御覧いただきたいと思います。

附則でございます。この条例は令和7年6月1日から施行する。

2として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3として、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前に、若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合においては、当該罰則の定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮又は旧刑法第16条に規定する拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4として、拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によるとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前、若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされている人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は、無期禁錮に処せられた者という、禁錮刑に処せられた者は刑期を同じくする有

期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第2号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第3号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第3号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年の人事院勧告に基づき、特定任期付職員に勤勉手当を支給し、業績手当を廃止するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第3号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例改正の概要でございますけども、令和6年の人事院勧告に基づき、特定任期付職員に勤勉手当を支給し、業績手当を廃止するため改正をするものでございます。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりいただきたいと思ひます。

第7条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とするものでございます。

また、第8条第1項中「及び18条」を削るもので、第2項は、特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」とあるのは「100分の87.5」とするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第4号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第4号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員における超過勤務の免除対象となる、この範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の制度整備を踏まえ、職員においても同様の措置を規定するため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
企 画 総 務 課 長

企画総務課長。

議案第4号 山北町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例改正の概要でございますが、国家公務員における超過勤務の免除対象となる範囲拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の制度整備を踏まえて、職員においても同様の措置を規定するため、条例改正をするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりいただきたいと思っております。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4条中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改めるものでございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加えるものであります。

また、本則に第18条の2任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状態に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第2項、任命権者は職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第18条の3、任命権者は、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施。

第2号、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備。

第3号、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を加えるものでございます。

それでは1枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

附則でございます。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行すると、経過措置でございます。

2、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 女性の働く、女性に働いてもらわないと人手不足とかということに対応できてなくなるということも含めてですね、この大変いい制度だと思うんですけども、この中で一つ分からないところがあったんですけど、最後の、一番最後の18条の3の(2)なんですが、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備とありますが、これは、どういうところに相談することと解釈してよろしいでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 制度を所管する企画総務課のほうに御相談いただく形になると思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 同じくこれの、そこの庁内の中で検討できるという、相談できるという形ということで理解いたしました。

それとこの制度、想定なんですけど、どのくらいの対象者というか、恩恵を受けられる方がいらっしゃるかと想像していただけますか。

議 長 企画総務課長。  
企画総務課長 現状では、そこまで今、調査をしておりますけれども、介護のほうについては、ちょっとよく状況が分からないので何とも言えないんですけども、残業免除の請求権の見直しは、この対象年齢を引き上げたことにより、3歳から小学校就学前までになったということで、これに対しては、該当する職員が多数おりますので、利用する方がいられるのではないかとすることは想定できます。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。  
それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第4号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。  
日程第4、議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和6年の人事院勧告に基づき、給料法の改定、地域手当、扶養手当等の諸手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。  
企画総務課長 議案第5号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について御説明申し上げます。

条例改正の概要でございますが、令和6年の人事院勧告に基づき、給料表の改定、地域手当、扶養手当等の諸手当の見直しなど、所要の措置を講じるため、改定をするものでございます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。8枚お開きいただきたいと思っております。

第7条、配偶者に係る扶養手当が廃止となるため、第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

同条第3項は、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「同項第2項に該当する扶養親族」については、1人につき1万円を削るものでございます。

次のページをお願いします。

第8条については、第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

第9条は地域手当でございます。第9条第2項中「100分の4」を「100分の8」に改めるものでございます。

第10条の2は管理職員特別勤務手当で、第10条の2第1項中、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間」に「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮し、任命権者が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号ただし書を削るものでございます。

次のページをお願いします。

第11条の2は通勤手当の関係でございます。第11条の2第2項第1項中「(以下この号において「運賃等相当額」という。)」を、「(次項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、第2項の次に第3項、運賃等相当額を、その支給単位期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る職員の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき15万円に、当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とするを加えるものでございます。

次のページをお願いします。

第17条の2第3号及び第4号、17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

第18条の5は、「第10条」を「第10条第1項第2号」に改めるものでございます。

また、別表第1については記載のとおり改めるものでございます。

8枚お戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

施行期日について、この条例は施行を令和7年4月1日とするものです。ただし、第17条の2及び第17条の3の改正規定は、禁錮を拘禁刑に改めるものとなりますので、刑法等の一部を改正する法律等の施行日である令和7年6月1日とするものでございます。

附則の第2項です。扶養手当の見直しを2年間で段階的に実施するため、調整規定を設けるものでございます。この調整規定により、令和7年度については、配偶者の扶養手当を現行6,500円から3,000円に引き下げ、子に係る扶養手当を現行1万円から1万1,500円に引き上げ、令和8年度については配偶者の扶養手当を廃止し、子に係る手当を1万1,500円から1万3,000円に引き上げるものになります。

附則の第3項です。刑法等の一部を改正する法律等の施行となる令和7年

6月1日前に禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴されたものについて、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなすための規定となります。

附則の第4項です。今回の人事院勧告に基づく給料表の改定では、若手中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、これまでの給料表の初めの号をカットし、各級の初めの号の額を引き上げる改正が行われました。

6級では、現在の13号が新しい給料表では1号になります。

令和7年6月1日以降、令和6年度から引き続き在職する職員の給料表の号を読み替えるための規定となります。

1ページおめくりいただきたいと思います。

附則の第5項です。今回の改正により、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に、その処遇に係る住宅の分を除き、住居手当を支給することとなりますが、暫定再任用職員についての住居手当の適用除外の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例に定めがございますので、これを改正するための規定となるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第5号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

高橋純子議員。

4番高橋 お聞きします。13ページの3のところの2項で、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要によりとなっておりますが、この職員の災害や臨時の緊急の出動とは、どのようなものが対象になるのでしょうか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 ここに記載のとおり災害等で緊急的に呼ばれた場合であるとか、例えば選挙で手伝いで出たときとか、そういう状態を想定されていると思います。

議長 高橋純子議員。

4番高橋 災害というのは有事でも甚大な被害だと名前がつくとか、いろいろ幅があるんですが、もう一般的な災害というふうにとってよろしいのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 そうですね、一般的に台風とか来たときでも、管理職員が登庁して詰める  
ことがございますので、その際のことを示しているものでございます。

議 長 ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。  
それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたい  
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第6号 山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。  
町長。

町 長 議案第6号 山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について。  
山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。  
令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。  
提案理由でございますが、特殊車両を運転した職員に支給していた特殊勤  
務手当を廃止し、災害応急対応等の業務に従事した職員に対して、特殊勤務  
手当を支給するため、所要の改正を提案するものです。  
詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 続きまして、議案第6号 山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。  
条例改正の概要でございますが、国家公務員においては特殊勤務手当とし  
て、災害応急作業等手当が支給されていることから、本町においても、災害  
発生時に特殊勤務手当として、災害時応急作業等手当を新たに設けるため、

条例改正をするものでございます。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりいただきたいと思えます。

第2条第5項を、災害時応急作業等手当に改正をするものでございます。

第7条災害時応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給をする。

第1号、異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生する著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査。

アとして、河川の堤防等。イとして、道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺。

第2号、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害対応に係る業務で、心身に著しい負担を与えると町長が認める作業。

第3号、災害救助法が適用された同法第2条第1項、裏面を御覧いただきたいと思えます。

同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査、その他町長が適当と認める作業。

第2項、前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、前項の第1号の作業、次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額。

ア、巡回監視の作業710円、当該作業が適用区域で行われた場合にあっては1,080円。

イ、応急作業等の作業。

第2号、前項第2項の作業840円、当該作業が適用区域で行われた場合にあっては1,080円。

第3号、前項第3号の作業1,080円。

第3項、前項に規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当

の額は、それぞれ該当各号に定める額とする。

第1号、第1項各号に掲げる作業の一部又は全部が日没から日の出時までの間において行われた場合、前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額。

第2号、第1項第2号の作業又は同項第3号の作業が著しく危険であると町長が認める場合、前項第2号又は第3号に定める額に、その100分の100に相当する額を加算した額。

第3号、第1項各号に掲げる作業が著しく危険であると認める区域で行われた場合、前項各号に定める額に、その100分の100に相当する額を加算した額に改めるものとございます。

それでは、1枚お戻りいただいて、改正文を御覧いただきたいと思います。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

大野徹也議員。

6番大野 従前は、特殊勤務手当、これが特殊運転手当の額が日額250円、あまりにも低いような金額を、これを是正しなきゃいけないという意味で、国家公務員に支給する、災害応急作業等の手当に変更されているということは理解できますし、そうしなければいけないということだと思います。

ただ、問題は、その条例で、こういうふうな形で改正しても、運用面でちょっと心配されるところがあるのかなというふうに懸念をしております。それは、これ任命するのは、町長が任命されるんでしょうけども、本当に危険な場所に行ってこいというふうなことを、それを命令できるのかというのは、その辺の判断が非常に、これ難しいんじゃないかなと思われまして、ここはやっぱり運用面をしっかりと、きちんと確立するというか、その辺を踏まえて活動に当たると、本来的には警察ですとか、消防とか、そういった方々の任務というふうに理解をしますので、ですから、その任務に当たる方は重々、自分の命ですよ。その辺をしっかりと、けがのないようにという形で任命さ

れるという、その辺をきちんと押さえていたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当然、いろいろな福祉車両を運転するという事は、特殊な技能だというふうに思っておりますので、その辺の配慮については、当然、考えなきゃいけないというふうに思いますけど、これについては国のほうの制度ですから、我々としては、これは粛々と受け止めたいというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑のある方、大丈夫ですか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第7号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第7号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、職員に支給する手当の一部改定及び令和6年の人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 議案第7号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

条例改正の概要でございますけれども、職員に支給する手当の一部改定及び令和6年の人事院勧告に基づき、職員の給与改定が行われましたので、これに伴い改正をするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

6枚おめくりいただきたいと思っております。

第17条第4項中「100分の4」を「100分の8」に改め、別表第1を改正後の別表に改めるものでございます。

それでは1枚お戻りいただき改正文を御覧いただきたいと思っております。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第7号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第8号 山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第8号 山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町営前耕地住宅の用途廃止に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
定 住 対 策 課 長

定住対策課長。

それでは、議案第8号 山北町町住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町町営住宅条例の一部を改正する条例。

山北町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、町営前耕地住宅の用地に関しましては、借地となっております、地権者から用地の返還を求められたため、今年度、解体工事を実施し、地権者へ用地の返還を行いましたので、ここで住宅の用途廃止を行うものになります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

別表。1、公営住宅、上から6番目にありますが、名称、前耕地住宅。位置、山北町向原258番地を、それぞれ削除するものです。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりましたので、議案8号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に対応するため、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第9号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

初めに、条例改正の概要でございますが、従来、山北町国民健康保険税に定める国保税の賦課の上限額は、地方税法の定めに基づき具体的な額を条例に規定し、ほぼ毎年、地方税法の改正があるたびに町条例も改正をしてございました。

これを、県からの指導もあり町国保税条例に具体的な金額を定める方法から、地方税法に規定する金額を定めるという方法に改正するものでございます。

また、均等割、平等割の2割、5割、7割軽減の対象者の定義についても、同様に地方税法施行令に規定する世帯と定めるものでございます。

それでは、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をお開きください。

第2条第2項は医療分を、第3項は後期高齢者支援金分を、第4項は介護

納付金分を、それぞれ賦課限度額を定めたものでございます。

改正前は地方税法に定める具体的な金額、医療分は65万円、後期高齢者支援金分は22万円、介護納付金分は17万円を定めてございましたが、改正後は地方税法に規定する額を定めるものとなります。

なお、地方税法の改正が3月末に予定されており、令和7年度の賦課限度額は、医療分はプラス1万円の66万円に、後期高齢者支援金分はプラス4万円の26万円に、介護納付金分は17万円のまま据え置かれ、令和6年度の賦課限度額104万円から、令和7年度は109万円に上昇します。

2ページ目をお開きください。

第3条は、地方税法を「法」に改正し、第13条の2は、以下「政令」というを加えるものです。

3ページから7ページの第15条第1項の改正は、均等割及び平等割の2割、5割、7割軽減対象者の定義について、それぞれ地方税法施行令に規定する世帯に定めるものです。

3ページの第1号は7割軽減対象者の定義を、5ページの第2号は5割軽減対象者の定義を、6ページの第3号は2割軽減対象者の定義を、それぞれ地方税法施行令の規定に定める世帯と定めるものです。

それでは改正文にお戻りください。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項、この条例による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、議案第9号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第9号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。  
日程第9、議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和7年度における山北町国民健康保険税の税率及び税額を改定する必要性が生じたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第10号 山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。初めに、本改正の概要でございますが、昨年3月議会において議決いただいた国保税条例の一部、令和7年度分について定めた第2条を再度改正させていただきます。

それでは具体的な説明に入らせていただきますが、通常であれば新旧対照表にて御説明させていただくところではございますが、一部改正の一部改正ということで新旧対照表でも分かりにくいものとなっておりますので、本日は補足資料として卓上配付させていただいた資料を用いて御説明をさせて

いただきたいと思います。御用意ください。

まず、補足資料の見方でございますが、表の網かけ部分が今回の再度の改正部分となります。その左側の改正前、令和7年度の欄は昨年3月議会において議決していただいた数値となります。

今回の改正は、国保税を構成する四つの賦課について、資産割を除く所得割、均等割及び平等割について再度の改正を行うものです。

また、本改正に合わせ軽減分についての再度の改正を行うものです。

まず(A)賦課に係る改正です。所得割につきましては、医療分について5.8%から6.6%に、後期支援分を2%から2.65%に、介護分を1.9%から2.5%に、それぞれ引き上げます。

均等割につきましては、医療分を2万6,000円から2万8,000円に、後期分を9,400円から1万2,000円に、介護分を9,200円から1万2,500円に、それぞれ引き上げます。

平等割につきましては、後期分を7,000円から8,500円に、介護分を6,000円から7,800円に、それぞれ引き上げます。なお、資産割及び平等割の医療分につきましては再度の改正はございません。

また、2月17日の全員協議会において御説明させていただいた数字からの変更はございません。

続いて以下の(B)均等割、平等割の2割、5割、7割軽減に係る改正、裏面の(C)特定世帯、特定継続世帯に係る改正及び(D)6歳未満児がいる世帯に係る改正でございますが、全て大本(A)賦課に係る改正に連動し、それぞれ定められた率を乗算し、網かけ部分のように軽減額の改正を行うものでございます。

それでは、2枚目の裏面をお開きください。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で御説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 全員協議会で、もう説明いただいている内容ではございますので、承知はしているところでございますが、ここは本会議といったところもございませうから、改めて何うことになるかと思えますけれども、一応、昨年3月に議決をしたといったところの中で、1年間で、こうなると、やっぱり要因があるわけだと思えますので、こうなってしまった要因と、やはり今後の国保税の考え方、在り方どう考えていくのかといったところだけ改めて伺いたいと思えます。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 昨年の3月議会において令和6年、7年、8年度をまとめて、3年間分をまとめて改正させていただきました。そのときのメインの目的は資産割を廃止するということがあり、その資産割が廃止になる分、補えるプラスアルファぐらいを改正しようということで、その資産割が全て廃止が終わった令和8年度以降に本格的な改正を行うというつもりでございました。

ところが、被保険者数の減少が想定していたよりも少なくなってしまったというような状況もあり、ここで昨年改正した令和7年度の率で言ってしまうと、令和7年度についても赤字決算になってしまうことが、もう間違いのないということが分かったということから再度の改正をさせていただきたいというものでございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 実数が、やっぱり減少してきたといったところは分からなくもないんですが、やはり町として、これからそういったところを、町民負担を少なくしていくための努力というか、考え、何か取組というか、今の段階で考えていることがあればお聞かせください。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 赤字にしないためには、歳入を増やすしかないという意味では国保税の改定をさせていただくしかないのかなと思ってるところではございますが、支出の分としてかかる医療費、これは基本的にかかった医療費については県が負担するということになるんですが、その財源として県が、市町村が納付金を納めますので、山北町だけじゃないですけども、医療費が全体下がっ

てくれば納付金も下がってくるということになりますから、やはり健康づくりが大事なんじゃないかと思っています。また、当初予算のときに、新しい試みなんかもありますので、御質問いただければ、そのときに御回答させていただきたいと思いますけども、健康になっていただくということが一番の策なのかなと思っています。

議 長 ほかには質疑のある方。

富田陽子議員。

7 番 富 田 今回、来年度から値上げということですが、また値上げしても、この先、被保険者が減り続けて、また赤字がとなったときは、来年度、また1年ごとに値上げするという可能性もあるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まず、令和8年度の改正は必須となります。といいますのも、ここで今改正条例が議決いただきますと、昨年改正した令和8年度の数字を上回るということになりますので、令和8年度も改正しないと矛盾が生じてしまいますから、改正自体は、令和8年度の改正自体は必須となります。

そして、令和8年度の率ですとか、金額といったものにつきましては、令和7年度の収支の状況を見ながら、どのような数字に持っていくかということを検討にしていくということになるかと思います。また、被保険者数が減少している傾向がずっと続いて、この先も恐らくそうだと思いますので、国保税を、その都度、毎年毎年、改正しなければいけないのかと言われてますと、そうはならないかなと思っています。

歳入は減りますけども、県に納付する納付金も被保険者数が減れば減りますので、そこは毎年度の収支状況を見ながら、赤字には少なくともさせてはいけませんので、そうならないような改正を、毎年ではなく何年かに1回は行っていくようにはなるだろうと思っています。

そして、令和18年度に、今予定では統一化、県内統一化となっておりますので、それまでの間に、まだ10年ちょっとありますので、何回かは改正が必要であるだろうというふうに考えてございます。

議 長 ほかには質疑のある方。いらっしゃいませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第10号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。  
日程第10、議案第11号 山北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第11号 山北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 それでは、議案第11号について御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町空家等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、新たに規定された管理不全空家等について、町条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

新旧対照表の1枚目をお開きください。第1条と第3条は、表記の修正及び文言の追加をするものでございます。

第4条は、新たに規定された管理不全空家等に対応するため、改めるもの

でございます。

第5条は、法第7条を法第8条に改めるものでございます。

2ページ目を御覧ください。

第6条は、連携する関係機関の追加をするものでございます。

第7条第2項は、文言の追加をし、第3項は、協議会への諮問に関する内容を今回新たに追加する第12条に集約するため削除するものでございます。

第9条第1項は、法第14条を法第22条に改め、表記を修正し、第2項は新たに追加する第12条に集約するため削除するものでございます。

第3項は第1項を前項に改め、1項を繰り上げるものでございます。

3ページ目を御覧ください。

今回の法改正に伴い、新たに第11条で特定空家に対して行う緊急代行について、第12条で管理不全空家等の所有者に対する勧告や、特定空家等の認定など、私有財産に関わる案件を協議会へ諮問する条文を追加するものでございます。

それでは改正文にお戻りください。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

府川輝夫議員。

8番府川 説明の内容は全員協議会でもいただいておりますので、ほぼほぼ理解はしてるところなんですけども、具体的に、本会議ですので改めてお聞きしますと、具体的に法改正によって、この条例改正によって大きく変わるポイント、幾つかあれば御説明していただきたいと思います。

議長 長 環境課長。

環境課長 この条例改正の主なポイントとしますと、先ほど御説明しましたように法改正によるものになります。今回、法改正の中では、管理不全空家というのが出てきました。今までは認定空家ということで、特定空家に認定というところでしたけれども、その前の段階の管理不全空家ということに対して、

こちらに対しても法的な効力を講ずるということが大きなポイントとなっております。

これによりまして、より空き家の適正な管理につながるものと認識しております。

議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 この改正によって解決できるなどと思われるような件数は何件かありますでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今現在、この法改正を受けまして、また、町の空き家等の対策計画のほうを検討してるところでございますけれども、その中でも実態把握というところが、今現在、町内にどれぐらい、そういったものがあるのかというのが、今後調査をしていくという考え方で今整理をしておりますので、そういった調査をした中で、この管理不全空き家がどれぐらいあるのかというのが把握できるのかと。その中でしっかりと対応していきたいというふうに考えてますので、今現在どれぐらいかというところの想定は、ちょっと今現状では分からないというところでございます。

議 長 次に質疑のある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第12号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第12号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国の標準下水道条例の改正に伴い本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正の概要ですが、国の標準下水道条例の改正に伴い、本町においても、下水道設備の新設等の工事を行うことのできる下水道指定工事店として指定する業者の要件を見直すものです。

今までは下水道排水設備工事店の営業所などに専属としていた排水設備工事の技能を有する責任技術者を専属から兼任を認めることで、責任技術者が指定工事店の営業所など、複数点を掛け持つことができるように規制を緩和するものです。

それでは、1枚おめくりください。

山北町下水道条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明しますので、次のページをお開きください。

左側が改正後となっております。第5条、工事の施工、排水設備の新設等の工事に関し、規制を定める技能を有する者「責任技術者」を「専属する」を「選任している」に改めるものです。

それでは改正文にお戻りください。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第12号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第12号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第12号は原案どおり可決されました。  
日程第12、議案第13号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第13号 山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。  
山北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

初めに、本条例の一部改正の概要ですが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正は、布設工事監督者、水道技術管理者の確保が困難になっていることから、資格要件の見直しが行われました。

布設監督者については、1点目、学歴、学科要件に土木学科以外の機械工学科、電気科などが追加されます。

2点目、1級土木施工管理技士の資格を有する者の位置づけが追加されます。

3点目、給水人口5万人以下の水道事業者など、小規模水道事業者の実務経験の必要年数が短縮となり、2分の1に緩和されます。

水道技術管理者についても、給水人口5万人以下の小規模水道事業者の実務経験の必要年数が短縮となり、2分の1とされます。

それでは、1枚目おめくりください。

山北町水道布設工事監督者の配置の基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で説明するので、もう一枚おめくりください。

新旧対照表を御覧ください。

左側が改正後になります。山北町の場合は、給水人口は5万人以下の小規模の水道事業者となりますので、実務経験が必要年数の2分の1に緩和された年数で、本条例に規定しております。

3条、付設監督者の資格の見直しになります。

第1号は、大学の土木学科又はこれに相当する学科を卒業した後、1年6か月以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有することとするものとなります。

第2号は、大学の機械工学科、電気工学科又はこれに相当する課程を卒業した者は、実務経験2年以上になります。このように卒業した学科、学歴により、実務経験の年数は変わります。

改正に伴い、国から分かりやすい資料が配付されていますので、卓上配付されていた資料、資格要件の見直しを御覧ください。

左側が布設監督者の資格要件、右側が水道技術者の資格要件になります。

技術上の実務経験年数は大規模事業者表に記載されています。欄外の記載のとおり、山北町の場合は給水人口が5万人以下の小規模水道事業者になりますので、記載年数の2分の1に緩和されます。

また、下段の下のほうに、技術士、1級土木管理技術士の資格要件が追加されています。

それでは改正文にお戻りください。

附則。

この条例は令和7年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第13号について質疑に入ります。質疑のあ

る方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第13号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第14号 山北町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第14号 山北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消防組織法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 それでは説明をさせていただきます。議案をおめぐりいただき、条文を御覧ください。

山北町消防団条例の一部を改正する条例。

山北町消防団条例の一部を次のように改正するということですが、これまでの消防組織法の一部改正に伴い、任命権者の変更及び団員の任免に関し、整合を図るとともに、欠格事項を新たに明記するものであります。その内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

1枚おめぐりください。

第4条第1項では、任命権者の変更に伴い及び消防副団長を削除するもの

であります。

同条第2項では「団員は山北町の住人で年齢満18歳以上の者」を、「その他の団員は町内に居住又は勤務する年齢18歳以上の者」に改め、ただし、団長が特に必要と認めたものは、この限りでないを追加いたします。

欠格事項といたしまして、第5条を御覧のとおり追加することとし、改正前の第5条から第8条は、第6条から第9条に条ずれ、第9条第8号中、副団長を消防副団長に改め、第9条から第12条は、第10条から第13条に条ずれ、別表第1及び別表第2中「第5条」とあるのを「第6条」に改めるものであります。

条文にお戻りください。下段になります。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日から、刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第4条の次に1条を加える改正規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第14号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第14号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第14号は、原案どおり可決されました。

日程第14、議案第15号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第15号 山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

地域防災課長。

地域防災課長 御説明いたします。議案をおめくりいただき、条文を御覧ください。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するというところでございますが、この条例は、消防活動等に従事した非常勤消防団員等に対する損害補償の内容を定めているものであります。

提案理由にありますとおり、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、一般職の職員の給与に関する法律を参考に、補償の基礎額が定められており、この法律が令和6年12月に一部改正されたため、令和7年2月に政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、今回、条例改正するものであります。

なお、昨年5月に一度、同様の提案理由により、同条例が改正されており、再度見直すものとなります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

第5条第2項第2号の補償基礎額を9,100円から9,700円に改め、同上限額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げ、同条第3項では、次のページを御覧ください。

扶養親族に対する加算額を改正後のとおり改めるものでございます。

同条第4項では、括弧書きの定義略章を削除し、「特定期間」を「当該期間」に改め、別表補償基礎額表を改正後のとおり改めるものでございます。

条文にお戻りください。

附則でございます。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例による改正後の山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第15号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第15号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第16号 山北町非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第16号 山北町非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

地域防災課長。

地域防災課長 御説明いたします。

議案をおめくりいただき、条文を御覧ください。

山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては新旧対照表で御説明いたします。

1枚おめくりください。

提案理由にあります、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、第6条第1号の「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。また、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、別表、消防団員退職報償金支給額表の勤務年数区分に「35年以上」というものを追記し、それぞれ支給額を定めているものでございます。

条文にお戻りください。下段の附則でございます。

施行期日。

次のページです。第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日から、刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第6条第1号の改正規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。

第3項、この条例による改正後の山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第16号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第16号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第17号 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第17号 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について。

山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、本条例を廃止する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例。

山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例は、廃止する。

今回の廃止に至る経緯でございますが、令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法を法律名、目的を含めて抜本的に改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法を令和5年5月に施行しました。

盛土規制法におきましては、都道府県等が施行から2年以内に規制が適用される区域を指定する必要があるとあり、神奈川県では、令和7年4月1日に県所管全域を盛土規制法の規制区域に指定し、盛土規制法に基づく規制を開始します。

県の施行条例では、今までより罰則も強化され、規制内容につきましても、現行の町の条例を包含することから、本条例を廃止するものであります。

附則を御覧ください。

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。

なお、経過措置の第2項から第5項までにつきましては、お目通しいただければと存じます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第17号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第17号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時45分といたします。(午前10時28分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時45分)

日程第17、議案第18号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第18号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第8号)。

令和6年度山北町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,208万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,530万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なもの、町税及びふるさと応援寄附金の見込みによる減額等であり、歳出の主なものは、各事業費の執行見込みによる減額で、歳入歳出それぞれ3,208万3,000円を減額するものです。

また、地籍調査事業ほか1事業について繰越明許費の設定をするものです。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

財務課長。

財務課長 それでは、議案第18号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款町税から22款諸収入までで、合計で3,208万3,000円の減額補正でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費から、おめくりいただきまして6ページ、7ページの13款予備費まで、歳入と同額の減額補正でございます。

続きまして、このページ下段、第2表、繰越明許費補正でございます。

7ページ側の補正後を御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、地籍調査事業は、国の補正予算により繰り越すものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業につきましても、国の補正予算により繰り越すものでございます。

この2件が追加となっております。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の3月補正につきましては、歳入歳出ともに各種の事業費がおおむね確定してきたということで、それらに伴う歳入歳出の補正が主なものとなっております。

歳入の1款町税、1項町民税、1目個人につきましては、定額減税等により2,200万円を減額するものでございます。

2目法人につきましては、法人税割が減収見込みのため、1,600万円を減額するものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税につきましては、償却資産が増収見込みのため、1,000万円を増額するものでございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は、定額減税に伴う減収分を国が補填するもので、4,100万9,000円を増額するものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の再算定により9,389万7,000円を増額でございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料は280万7,000円の減額で、入退居などによる住宅使用料の減でございます。

2項手数料、2目衛生手数料は106万1,000円の減額です。1節のし尿処理手数料は、見込みにより75万1,000円の減額で、2節塵芥処理手数料は、直

接搬入へシフトなどにより、31万円の減額でございます。

3目農林水産業手数料は29万4,000円の増額で、1節林業手数料の入猟承認手数料は、入猟者の増によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,600万9,000円の増額でございます。

1節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者の増や過年度の精算などにより1,517万7,000円の増額となっております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2節児童福祉費負担金は83万2,000円の増で、人件費の増に対応するものでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は11万4,000円の増額で、2節障害者福祉費補助金は、障害者自立支援地域生活支援事業に係る給付の増によるものでございます。

2目衛生費国庫補助金は160万円の減額でございます。

1節保健衛生費補助金は、出産・子育て応援交付金で、確定見込みによる減額でございます。

3目土木費国庫補助金は602万1,000円の減額で、住宅関連事業の確定によるものでございます。

4目教育費国庫補助金は62万4,000円の減額で、説明欄の特別支援教育就学奨励費・公立学校情報機器整備事業・へき地児童生徒援助費につきまして、それぞれ確定見込みによるものでございます。

6目社会資本整備総合交付金は1,170万円の減額で、国の予算調整によるものでございます。

7目総務費国庫補助金は253万円の増額です。

1節戸籍住民基本台帳費補助金は、事業費の確定による減額、6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の補正により非課税世帯給付金等の追加を行うものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は694万8,000円の増額です。

2節社会福祉費負担金31万1,000円の増額は、行旅死亡人取扱件数の増によ

るものでございます。

3節障害者福祉費負担金637万9,000円の増額は、サービス利用者の増などによるものでございます。

4節児童福祉費負担金25万8,000円の増額は、人件費の増に対応するものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は1,990万6,000円の増額でございます。

1節地籍調査費補助金は、国の補正予算により2,130万6,000円の増額です。

2節水源環境保全・再生市町村補助金は、事業費の確定によるものでございます。

2目民生費県補助金は5万3,000円の増額です。

3節障害者福祉費補助金は、事業費の見込みによるものでございます。

3目衛生費県補助金は40万円の減額で、2節保健衛生費補助金は出産・子育て応援交付金の事業費の確定見込みによるものでございます。

6目消防費県補助金は167万8,000円の減額で、地震防災関連整備事業の確定による減額でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金124万6,000円の減額は、説明欄の農林業センサス調査費や衆議院議員選挙費委託金の確定によるものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金459万5,000円の増額は、説明欄記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は1億5,000万円の減額で、ふるさと応援寄附金の見込みによる減額でございます。

3目教育費寄附金は40万円の増額で、社会教育のため寄附を頂いたものでございます。

6目総務費寄附金は20万円の増額で、企業版ふるさと納税で2件の寄附を頂いたものでございます。

7目衛生費寄附金は61万1,000円の増額で、健康増進のため寄附を頂いたものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は1,351万2,000円の減額です。

1節町貸付地地代収入は、貸付地の返還による減額、2節給食費収入は、

教諭等の給食費の見込みによるものでございます。

4 節品川区分担金は25万円の増額で、減収補填の2分の1を負担していただくものでございます。

5 節雑入は、それぞれ確定見込みにより1,297万3,000円を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は147万円の減額で、執行残によるものでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は479万2,000円の増額です。会計年度任用職員経費、職員福利厚生事業については執行残、一般経費の弁護士報酬費は審査請求に対応するもので、その他はそれぞれ確定見込みによるものでございます。

2 目文書広報費74万9,000円の減額は執行残でございます。

20ページ、21ページをお願いします。

4 目会計管理費52万円の減額は執行残でございます。

5 目財産管理費は58万9,000円の増額です。庁舎等管理事業の光熱水費は電気代の高騰による増、基金管理事業につきましては、利息の確定により積立額をそれぞれ変更するものでございます。

7 目企画費は342万円の減額で、全て執行残の減額でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

9 目町政連絡費は63万2,000円の減額で執行残でございます。

12 目電算管理費は1,804万2,000円の増額です。総合行政情報システム整備事業は執行残、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金については、確定による増額でございます。

13 目地籍調査費は2,843万3,000円の増額で、国の補正予算に伴い事業実施するものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

14 目水源環境保全・再生市町村補助金事業費は143万3,000円の減額で、事業費の確定見込みによる減額でございます。

15目定住総合対策事業費は69万8,000円の減額で、執行残の減額でございます。

16目地方創生推進事業は3万9,000円の増額で、企業版ふるさと納税の中間事業者に支払うものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費36万7,000円の減額は、執行残でございます。

2目賦課徴収費240万円の減額につきましても執行残でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は146万3,000円の減額で、執行残でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

4項選挙費、6目衆議院議員選挙費は47万2,000円の減額で、執行残でございます。

5項統計調査費、2目指定統計費につきましても77万4,000円の減額で、執行残でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は286万3,000円の減額でございます。行旅死亡人等取扱い事業につきましては、1件分の増額、避難行動要支援者支援事業は執行残でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業は、実施済み事業の減額分と、国の補正予算による追加分の増額でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

4目老人福祉費は683万3,000円の増額です。敬老事業は執行残、介護サービス事業者支援事業は、町内の介護施設に物価高騰のため助成を行うものでございます。

5目障害者福祉費は3,985万5,000円の増額です。在宅障害者福祉対策推進事業は執行残、一般経費は物価高騰などのため障害者施設の助成をするものでございます。障害者自立支援給付事業は、給付の増と過年度分の精算により4,009万円を増額するものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金は337万2,000円の増額で、確定見込みにより、それぞれの繰出金を増減するものでございます。

2項児童福祉費につきましては、30ページ、31ページをお願いいたします。

1目児童福祉総務費は11万1,000円の増額です。一般経費は過年度精算に

よる国庫支出金返納金、子育て支援事業につきましては、こども・子育て支援事業計画策定業務委託料の執行残と、過年度分精算による国庫支出金返納金でございます。

3目保育園費は70万6,000円の減額です。保育園運営事業は執行残、保育所児童入所事業につきましては人件費増に伴う増額、会計年度任用職員経費は執行残でございます。

5目認定こども園費は59万1,000円の増額です。会計年度任用職員経費のうち、手当は執行残でございますが、報酬等は出勤日数の増による増額補正となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は284万4,000円の減額です。母子保健事業は、執行残による減額と、32ページ、33ページをお願いいたします。過年度分の精算による国庫支出金返納金の増額もでございます。

健康づくり事業につきましては執行残、健康福祉センター管理事業は、電気代高騰による光熱水費の増額、給水ポンプの修繕、利用者増による下水道使用料の増、管理備品としてプリンターの購入を行うものでございます。会計年度任用職員経費は執行残による減でございます。

2目予防費は657万6,000円の減額です。予防接種事業は見込みによる減額、健康診査、相談等事業は執行残と、備品としてタブレットを購入するものでございます。

3目環境衛生費は122万8,000円の減額で、美化推進事業は、執行残による減額でございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

説明欄の地球温暖化防止対策推進事業、環境推進事業は執行残でございます。地区水道助成事業は、瀬戸地区に助成をするものでございます。旧ビクターセンター維持管理事業につきましては、地震で割れたガラスを修繕するものでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費は727万1,000円の減額で、執行残による減額でございます。

3目し尿処理費は75万円の減額で、使用料の見込みによる減でございます。

5款農林水産業費につきましては、36ページ、37ページをお願いいたしま

す。

1 項農業費、5 目農地費は14万円の減額で、執行残の減額でございます。

2 項林業費、2 目林業振興費は74万円の減額で、林業促進事業の林道維持管理工事は、箒沢林道の維持管理工事、小規模土砂流出防止工事は、向原地区内土留柵設置工事で、そのほかは確定見込みによる執行残の減額でございます。

3 目猟区管理費は3万2,000円の減額です。執行残の減額と入猟承認料の増額分について、規定により猟区管理委託料を増額するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費は69万円の減額で、執行残の減額でございます。

3 目観光費は7,216万円の減額です。説明欄の不法投棄収集運搬処分業務委託料は、中川橋付近の不法投棄に対応するものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。

説明欄の観光施設維持管理工事は、公衆便所の故障に対応するもので、品川交流事業は、減収補填を行うもの、ふるさと応援寄附金事業は、寄附額の減額見込みにより、委託料を減額するものでございます。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、見込みにより42万6,000円を減額するものでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は、執行残で818万2,000円の減額です。

2 目道路新設改良費1,430万5,000円の減額につきましても執行残でございます。

3 項河川費、2 目丹沢湖砂利浚渫費297万円の減額につきましても、執行残でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

5 項都市計画費、3 目下水道事業会計繰出金は592万円の増額で、下水道事業へ繰り出すものでございます。

6 項住宅費、1 目住宅管理費は527万3,000円の減額です。説明欄の町営住宅管理事業、特定公共賃貸住宅管理事業、地域優良賃貸住宅(水上)管理事業は、執行残の減額でございます。

地域優良賃貸住宅(山北)管理事業につきましては、前年度収支による積立

金の増でございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費は100万円の増額で、負担金の確定によるものでございます。

2目非常備消防費は233万3,000円の減額で、見込みによる執行残の減額でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

5目防災対策費は181万5,000円の減額で、執行残でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は1,227万5,000円の減額でございます。英語補助教員設置事業は会計年度任用職員への振替による減、教育振興事業は英語検定料の改定に伴う増、教職員健康管理事業から会計年度任用職員(フルタイム)経費までは見込みによる執行残の減、会計年度任用職員(パートタイム)経費につきましては、英語指導時間の増などによる増減でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。

3目奨学補助費は24万円の減額で、人数の減によるものでございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は65万1,000円の増額です。光熱水費は、見込みによる電気料の増額で、修繕費はキュービクルの修繕でございます。

2目教育振興費は22万4,000円の減額で、執行残でございます。

3項山北中学校費、2目教育振興費は39万5,000円の減額で、執行残によるもの、3目給食費につきましても29万4,000円の減額で、執行残でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は94万4,000円の減額で、見込みにより会計年度任用職員経費を減額するものでございます。

46ページ、47ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は309万2,000円の減額で、見込み等により減額するものでございます。

3目青少年育成費81万9,000円の減額も、事業の確定見込みによる減額でございます。

4目生涯学習センター費71万円の減額です。生涯学習センター活動推進事業と生涯学習センター維持管理事業につきましては執行残の減額、図書室運

営事業は寄附により図書等の購入を行うものでございます。

6項保健体育費につきましては、48ページ、49ページをお願いいたします。

1目保健体育総務費は12万7,000円の減額で、執行残の減額でございます。

2目体育施設費は98万8,000円の減額で、見込みや執行残の減額でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金につきましては8万4,000円の増額で、確定によるものでございます。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費19万3,000円の減額につきましては、土地開発公社助成事業でございます。町の事業用地を代行取得していただいているものについて、借入利率が下がったことによる減でございます。

13款予備費につきましては2,360万8,000円を増額するものでございます。

52ページ、53ページの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第18号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2番、池谷です。

10ページ、11ページになるんですけども、法人税の補正前の金額が1億2,179万7,000円、補正でマイナス1,600万円と、非常に大きな金額の減収になっているんですが、先ほど見込みというふうなお話がありました。詳しい理由をお聞かせいただければと思います。

議 長 町民税務課長。

町 民 税 務 課 長 今回の法人町民税の減収についてなんですけども、12月ではほぼほぼ確定申告、法人の確定申告が終わりまして、数値が固まりました。当初組んだときは近隣の状況も確認しまして、かなり景気は上向いてきているということで、いい感じで回復してくるだろうという形で、当初のほうは予算を組ませていただいたんですけども。実は、毎月毎月の収入状況を見ますと、なかなか思うようなとおりにならないと、山北町については、大体、法人税割が110社ほ

どなんですけども、上位30社で占めているという状況の中で、トップ10に入ってくる事業所さんが軒並みちょっとマイナスの状況になってるというようなことで、今回、減収という形で減額補正のほうをさせていただいております。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 詳しい理由をお聞かせいただきました。やはり歳入は、町を運営していく中で非常に重要なものです。また、予算の件もありますので、引き続きしっかりと注視していただきたいと思います。

以上です。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番、瀬戸です。

33ページの予防接種事業が、執行残が652万9,000円というふうになっているんですけど、近隣の各病院で貼り出されている予防接種の負担、個人負担が山北は結構高いんですね。そういう部分では、そちらのほうに宛がえたのではなかろうかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 近隣の市町と比べて山北町の自己負担金が高いというのは、よく承知してございます。

財政状況に鑑み、山北町が助成できるのは、このぐらいがベストだということを決めさせていただきました。できるだけ横並びでいきたいところではございますが、財政状況のこともございまして、負担を求めるところは求めさせていただきたいというところから、そのような設定にさせてもらっているところでございます。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 ただ、執行残が600万円もあるということなので、やっぱり考えるべきところは考えていただかないと困るのではなかろうかと思うんですが。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 こちらの執行残の主な理由なんですけど、コロナの予防接種の接種件数が1,250件で見込んでございました。これが801件ということで減りました。議員のおっしゃる内容では執行残があるのであれば、それを充当して自己負担

金を下げたらどうかということではないかと思うんですが、やはり年度途中で、そういうことはちょっとできないというところでございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 11ページに戻りますけども、住宅使用料の関係で3項目挙がっております。特に3段目の(山北)使用料については161万6,000円と、ちょっと金額的に大きいのかなと、この辺の状況、現状は。それと要因等をお示しいただければと思います。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 こちらの関しましては、先ほど財務課長のほうから話がありましたが、空室期間がございました。今年度、サンライズやまきたに関しましては入退去が3件ずつございました。その募集期間が、それぞれ空室がトータルで22か月分ありましたので、このような形になっております。

ちなみに、特公賃がサンライズ東山北なんですけども、こちら空室が、入退去の関係で13か月ということで、やっぱり空室期間が、ちょっと空いた部分で、ちょっと出てしまっています。

この部分に関しましては、町として、今までは空室してから募集をかけていたんですけども、現在、入居者の方に事前に了解をいただいて、退去の日にはちがある程度決まれば、その前段でも広報等でお知らせするような形で、極力空室期間を、ちょっと少なくするようなことでは対応してるんですけども、今年度に関しましては、ちょっと入退去が、ちょっと多かった関係で、このような形になってしまっている。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 状況は分かりました。そして、入居の努力もされていることも分かりました。一方で退去された方というのは、町外に出ていったのか。あるいはありがたい話、町内で新築をされたのか、その辺の情報等は把握されておるでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 町外に、町内、町外の形なんですけども、当初ですね、半々ぐらいな割合ではいました。今年度に関しましても退去した方がですね、町内に新築の物

件を建てて転居という方もおられますので、現状、半分半分ぐらいの形になっております。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 P F I といえども、これからまだ20年ぐらい、また、もう少しないのかな。いずれにしても何十年間の事業ですので、これからも入居、要するに悪質状況が減少されるような御努力をお願いしたい。お願いはいけないね。御努力をされるように発言をさせていただきます。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 そのように努めていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

和田成功議員。

1 番 和 田 19ページですね。神奈川県公平委員会経費負担金100万円、この公平委員会というのは地方自治法及び地方公務員法に基づいて設置されている職員の勤務条件及び不利益処分等を審査する執行機関かと思うんですけど、デリケートな話になるのかなとは思んですけど、その辺について御説明願います。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 神奈川県公平委員会経費の負担金の件でございますけども、こちらは以前、全員協議会のほうでもちょっと御説明させていただいた件でございます。県の人事委員会に不利益処分に対する審査請求が今されている状況でございます。その経費に関して確定しましたので、ここで予算計上をさせていただいております。

また、二つ上ですか、報償費の弁護士報酬費、交渉費ですね、これも同じように町のほうで代理人と選定している弁護士の報酬経費が年度内で確定しましたので、ここで補正計上させていただいている状況でございます。

現在の状況でございますけども、情報によりますと、3月中ですね、今年度中の結審は難しいというような状況を今いただいております、年度明けて4月、5月、6月頃までにずれ込むのではないかなというような状況でございます。

以上です。

- 議 長 和田成功議員。
- 1 番 和 田 現在も審査中というか、継続中ではありますけれど、職場環境、労働環境というのは十分配慮されて取り組んでいると思いますけど、現状を受けて、町側として、どう捉えているのか、その辺コメントできれば、説明願います。
- 議 長 副町長。
- 副 町 長 今現在、この審査請求等されてますけども、配置、各課の配置だとか、そういったところに、特に影響はないところでございますけども、今後の中で、そういった人材育成とか、そういった面で、あるいは公平性とか、そういった面はですね、しっかりと取り組んでいかなきゃいけないところじゃないかなというふうに認識しておりますので、今後そういった面では、こういうことがないように十分配慮しながら、職員一丸となって業務に当たっていきたいというふうに考えてございます。
- 議 長 ほかに質疑のある方。
- 9 番 熊 澤 熊澤友子議員。
- 13ページなんですけど、国の補助金と県の出資金がですね、出産・子育て応援交付金と、同じ項目で160万円と40万円の減額があるんですけど、この内容を伺いたい。
- 議 長 保険健康課長。
- 保 険 健 康 課 長 国の分の出産子育て応援交付金の県の分につきましても、根拠としては同じで、令和6年度の出生数が、当初見込みが40人で見込んでいたものが、大きく減った。実際には3月まだ終わっていませんが、今年度の出生見込みが11人ということで、大きく減ったことによるものです。
- 国のほうは3分の2、歳出の3分の2負担、県のほうは6分の1の負担ということになります。
- 議 長 熊澤友子議員。
- 9 番 熊 澤 残念な結果なんですけども、やっぱり出産が少ないとなると、人口減になりますので、やはりこの辺の、多分それが原因だろうとは思いましたが、一応聞いて、出産がどれぐらい今現在なっているかという話をお聞きしたかったのを聞いたんですが、この40人を見込んでという、その国に対しては、その後の見込みで言うんでしょうけども、やはり町内なかなか人口も増えま

せんし、出産される方が少ないというのを現実を感じてますので、どういふうに努力したらいいのかというのは、よく分からないんですが、その辺を町のほうでも、いろいろ研究されていただければありがたいと思います。

議 長 ほかにも質疑のある方。

池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 2 回目で申し訳ございません。37 ページになります。ずっと私が言い続けておりますので、ナラ枯れ被害木の伐採工事及び、ナラ枯れ被害木伐採補助金で被害工事においてマイナスの24万7,000円、被害木の補助金についてマイナス20万円、大分ナラ枯れの被害も、まだまだ収束していない状況の中で、このマイナスに至った経緯というのをお示しいただければと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 まず、ナラ枯れ被害木伐採工事につきましては、こちらざっと見ると1本分程度の残ということで、この時期になりまして、特にパトロール等で道路、または施設に影響するようなナラ枯れの状態の木というのが、取りあえず情報が入ってきておりませんので、減額という形、また、ナラ枯れ被害木伐採補助金、こちらについては、今申し上げた公に関係するような場所以外で、個人の方が、簡単に申し上げますと自分の土地にナラ枯れの木があって、自分で切りたいという状況において補助を、10万円まで補助を出すということでございましたが、なかなか御自身で切られるという方が、今年度もいらっしやいませんでしたので、減額をして。なぜこの時期に減額するかというんですけども、こちら国の森林環境譲与税の対象事業でございますので、減額した分は、こちらですと林道維持管理工事であるとか、小規模土砂流出防止工事で必要な箇所の工事を行って、交付金を活用するというような手法でして、今回補正をさせていただいた状況でございます。

また、ナラ枯れにつきましては、確かに、今まだ山北町内には、ナラ枯れと思われる木というのは存在してますけども、新たに発生しているかどうかというのは、神奈川県の方が航空写真から、AIを使って判断したナラ枯れ被害の状況の分布図があるんですけども、昨年度あたりから山北町で新たにナラ枯れにかかっているような被害木は発生してないような状況も見られますので、今後は、これまでにナラ枯れ被害になった木が、まだ腐って倒木、

倒壊するおそれがありますので、そういうところを中心にパトロール等、または町民、住民の皆さんからの情報を受け取りまして対応していきたいと考えております。

議 長 池谷仁宏議員。

2 番 池 谷 詳細な説明をいただきました。おっしゃるとおり、ナラ枯れは大分被害が広がっている状況ではなくて、あとはもう枯れて朽ち果てるのを待つばかりだと思うんですけれども、やはり町民の安心・安全をきちっと確保していく上では、注視しなければいけないことだと思いますので、引き続きより詳しく注視いただければと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 27ページなんですけど、災害時要援護者システム保守業務委託料が、これ予算35万8,000円だったと思うんですが、ほかのところの財源から出たということに解釈してよろしいのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの減額は、6年度中に旧システムから現行の新しいシステムのほうに改修をいたしまして、こちらの旧システム、11月のほうに新システムのほうに変更しましたので、半年分の保守管理のほうが不要となった部分、それから、旧システムから新システムへのデータ移行に関して、当初、旧システムの運行会社のほうにデータ移行の作業を委託する予定でしたが、内容のほう等を精査しましたら、担当課のほうでできることになりましたので、これに合わせて減額をさせていただいたところでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 担当課でできたということで理解し、それで減額、全然使わなかったということ、理解、分かりました。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 37ページでございますね。観光費の中の不法投棄収集運搬処分業務委託料の件でございますけれども、先ほど御説明では、中川橋付近に不法投棄があ

ったということかと思うんですが、それを処分料ということでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 こちら中川橋の付近、林道ですね、そちらのほうの駐車場に建設の廃材が不法投棄されておりました。こちら確認されたのは、今年の12月の11日でした。その後、警察のほうに処遇について対応相談をさせてもらったところ、1か月ほどちょっと捜査のほうさせていただきたいという形がありまして、待ってたんですが、ちょっと犯人のところまで、見つかるまでには至らずに、今回ちょっと計上させてもらっているところでございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 犯人特定には至らなかったということで、残念な結果ということになるのかと思いますけども、ここで、またそこに不法投棄されることも考えられますんで、その対策を、ぜひ防犯カメラ等設置ができるものであれば、その辺のことも考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 ありがとうございます。防犯カメラにつきましては、ちょっと電源などの関係もございまして、なかなか厳しい場所でございます。

ですので、こちらについては、一応不法投棄の関係のパトロールという形で環境課と連携して看板の設置、それと警察、駐在さんがあの近辺おられますので、見回りのほうの依頼という形のものもお願いさせてもらっておりますので、それらで対応させてもらっております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 見回りということで、私も防犯カメラを、その現場につけるということではなくて、一般質問で御提案させていただきましたけれども、要所要所に、道路沿いに設置をするという形を取れば、その車両が特定されるんじゃないかなというふうな思いで、今、提案をさせていただきましたので、ぜひ御検討お願いいたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 どのような対策ができるかにつきましては、庁内いろいろと調整というか、庁舎内でも相談させていただければと思っております。

議長 長 ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 15ページの中段のふるさと応援寄附金なんですけども、一般質問でも、それぞれ質問をされておりましたので、あえて私が、ここで質問することもないんですけども、ちょっと確認のために、改めて質問させていただきたいと思います。

やはり1億5,000万円の減額というのは、非常に規模の大きなものだと思います。担当課として、いろいろ御努力されているのは承知しているつもりですけれども、これも減額の要因等、どのように分析というか、確認をされているのか、その辺を御説明いただきたいと思います。

商工観光課長。

商工観光課長 今年度、ふるさと応援寄附金、非常に大きな減額となりました。要因としては様々あると思うんですが、やはり一般質問で、町長の御答弁にもありましたが、競合他社が非常に増えているというのが、まず背景にあると思ってます。

おせち料理を提供している事業者ですが、山北町内だけにあるわけではございません。北関東のほうにある会社、会社というか工場ですね、別の工場がありまして、そちらでも全く同じ商品をラインナップされております。

ただ、ここで違うのは山北町と、そちらのほうとの違いが、恐らくですが、返礼品の構造ですかね。山北町はどうしても、おせち料理やローストビーフなどに頼っているのが実態です。

それがなければ、経費率の部分を賄うことができないというのがあるんですが、言わばそちらのほうは何とかクリアできている。結果として、おせち料理の単価ですね、寄附単価そのものに大幅に価格の差が出てしまっております。

全く同じ商品で単価が全然違うという形になってしまうと、やっぱりそういうのに流れてしまう傾向があるんじゃないかなろうかとは思っております。

じゃあそれ何、手をこまねいていたかと言いますと、決してそうではなくてですね、山北の工場で対応できているものについて、具体的には洋風のおせちであったりとか、他社で、すみません。監修で作っているやつがありま

した。都内の有名なホテルの監修してもらっているもの、こちらについてもラインナップのほうを入れさせてもらっておりました。

ですが、どうしても名前、ネームバリューとしまして一番売れていたものについては、そちらのほうに流れてしまっているのかなというようなイメージは持っております。

それで何とか、ここら辺を解消できないかと思ひまして、いろいろと調整はしてたんですが、特に洋風のおせちについては、器の部分です。器が、これ以上確保できないから追加することはできませんという形のことも言われておひまして、なかなか事業者との調整の難しさを今回、改めて感じた次第でございます。

以上です。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 御努力はすごくよく感じて、本来のふるさと納税の意味と、また違った利用者、消費者の使い方、今、課長が説明していただいたような、例えばおせちだと、どこがいいかなと、神奈川県山北町のために応援をするということの意味具合とは、大分、今変わっている状況だと思いますので、その辺の御努力も日々されて、今のお話も聞いております。

さらに来年度に向けて、予算の話ではありませんけれども、御努力をしていただきたいと。そして一方で、この資金は町長、以前から言われてました。今までの既存の事業のものに使うのではなくて、それ以外のものに展開していこうということが趣旨だと思いますけれども、そうは言っても大切な原資ですので、この1億5,000万円減額によって、山北町の進めなくてはいけない既存というと、ちょっと言葉おかしいかもしれませんが、行政を運営していくのに、持続していくのに必要な事業を、何か影響ができたのかと、影響がされたのかどうか。その辺ちょっと御説明いただければと思います。

議 長 町長。

町 長 答えになってるかどうか分かりませんが、基本的に金額がぼんと落ちたのは、もうおせちだけなんです。が一番なので、おせちが、なぜ落ちたかといったら、当然、本来増えていくべきところで増えなかったという単純なところでは。

議 長 府川輝夫議員。  
8 番 府 川 そういふ状況はよく分かりました。先ほどの質問について、もし御説明があるのであればお願いしたいと思います。

議 長 財務課長。  
財 務 課 長 実際、今回、ふるさと応援寄附金が1億5,000万円という大きな減額になりまして、その影響ということでございますけれども、当初この3月補正に向かうに当たりまして、前々からふるさと応援寄附金の状況については、私のほうも逐次、情報をいただいたりとか、注視をしております、3月補正、どうしようかなというのが正直ありました。ただ、実際は、今回、歳入のほうで地方交付税が9,000万円ほど追加で配分がございましたので、何とか、この年度は乗り切れたというところが正直なところでございます。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。  
池谷仁宏議員。  
2 番 池 谷 11ページになります。歳入の部分なんですけれども、歳入が増えるのは非常にいいことだと思いますので、入猟承認手数料ですか。昨年より114万4,000円から29万4,000円増になっております。これは、どれだけの人数が増えたのか、教えてもらえますか。

議 長 環境課長。  
環 境 課 長 入猟承認手数料でございます。こちらのほうは、当初の見込みでは135人を見込んでおりました。大物猟で135名を見込んでいたんですが、35名増えたということで、この要因でございますけれども、今、三保鳥獣保護協会に運営委託をしてるんですが、実技研修会というのを数を増やしていただいて、初めて猟をやる方、こういった方を対象に、県の猟友会とも調整しながらチラシを配って、山北に来て体験していただくと、この研修会を数を増やしてきて、今年については6回やらせていただいたということで、35名増えたというふうなことでございます。

議 長 池谷仁宏議員。  
2 番 池 谷 非常に素晴らしい取組で、獣害被害に悩んでいる方も非常に多いですから、引き続き、そうした活動を続けていただければと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 今回の関連になりますけれども、非常にいいことだとは思いますが、実際、鳥獣の被害として、増えたことによって、どうなんでしょう。比例して、鳥獣被害の実数というんですかね。それが増えてきたのかどうなのか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今回の御質問で、同じ鳥獣というわけではありませんので、ただ数字的な、ここ数年の流れからしますと、捕獲頭数は若干イノシシと鹿、減っておるところは現実的で、ただ、被害状況というのは、ここ数年横ばいというような形があると思います。

なおかつ、農林課では、柵や追い払いの道具に対しての助成も行っているんですけども、それも若干落ちてきているかなというのは、皆さん畑等を御覧いただくと、山北町で見えるような畑で柵がないところはないような今、状況になっておりますので、もうこの段階にきますと、既に柵をつけられて数年経った方がですね、補修で手を挙げられたり、または、鹿等が突っ込んで壊れてしまったという形では出しております。また、被害数も、最近皆さん、農家の皆さんも被害届を出すということに慣れてこられて、しっかりと農協か役場のほうに申請していただいているので、コンスタントに被害は出ている状況がございます。

ですので、今、先ほど環境課長が申し上げたような、山場で、そういう形で鳥獣のほうを捕獲することが続けば、町場のほうへ出てくる鳥獣も相対的には減ってくるんじゃないかという予測はできます。

また、それと同時に猟友会の皆さんが、山場に野生動物を戻すような活動として、どんぐりがなる広葉樹は植えて、餌場を山場に造ろうというような活動を、これからされるという話も聞いておまして、鳥獣被害というか、鳥獣の生息域を昔に戻していくという形の中では、猟区のほうで捕獲していただきながら、町場の農地等の被害が減ってくるということにはつながっていくのではないかと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第18号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。  
日程第18、議案第19号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第19号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは国民健康保険税の見込みによる減額及び町債を増額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第19号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

初めに、今回の主な補正は、歳入の国保税を減額し、減額に見合う分、県

貸付金から借入れを行うものです。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税について、5,000万円を減額し、7款町債を同額の5,000万円増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費を92万7,000円増額し、7款予備費を同額の92万7,000円を減額するものでございます。

その下の第2表地方債でございます。

県から財政安定化基金貸付金として、上限額5,000万円を借り入れるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入につきましては、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、5,000万円を減額するもので、内訳としましては、医療給付分現年課税分を3,399万2,000円の減額、後期高齢者支援金現年課税分を1,131万9,000円の減額、介護納付金分現年課税分を468万9,000円の減額となります。人口減少や社会保険適用拡大に伴う被保険者数の減によるものでございます。

7款1項1目の町債につきましては、国保税の減収に見合う分について、県貸付金を同額の5,000万円を借り入れるものでございます。

なお、返済につきましては、令和6、7年度は据え置かれ、令和8年度から10年度までの3年間で、3分の1ずつの償還となります。この間の利息は無利息でございます。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費は、町村情報システム共同事業組合負担金を92万7,000円増額するもので、7款1項1目予備費を同額減額するものでございます。

8ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

前年度末現在高は、令和5年度に借り入れた2,000万円です。これに、今年度借り入れる5,000万円を加え、当該年度末現在高見込額は7,000万円となり

ます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第19号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第19号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。

再開は13時、午後1時といたします。 (午前11時52分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後1時00分)

日程第19、議案第20号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第20号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,153万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,853万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等により、保険料給付費等を補正するものです。

議 長  
保 険 健 康 課 長

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

保険健康課長。

それでは、議案第20号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明申し上げます。

初めに補正の概要ですが、歳入の主なものは、介護保険料の増額と、国・県・町等の負担割合に応じた増減となります。

歳出の主なものは、保険給付費の増額となります。

10ページ、11ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入は、1款保険料から8款繰入金まで、4,153万2,000円を増額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出は、1款総務費から5款基金繰入金まで、歳入と同額の4,153万2,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分について、調定額の見込みにより、1,267万円を増額するものでございます。

2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、配食サービスの件数の増により、利用者負担について21万6,000円を増額するものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金につきましては、保険給付費の社会診療報酬支払基金の負担分について、変更申請に伴い1,013万6,000円を増額するものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましても、地域支援事業費の負担分について、変更交付申請に伴い38万8,000円を増額するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分について、交付決定に伴い1,113万6,000円を増額するものです。

2項1目調整交付金につきましても、国の負担分について変更交付申請に伴い、財政調整交付金は1,703万5,000円を、総合事業調整交付金は53万9,000

円をそれぞれ減額するものでございます。

2目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、変更交付申請に伴い24万7,000円を増額し、3目地域支援事業費交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、変更交付申請に伴い402万4,000円を減額するものでございます。

8目保険者機能強化推進交付金及び9目保険者努力支援交付金は交付決定額に伴い、それぞれ61万3,000円、22万2,000円の減額でございます。

6款1項1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対する県の負担分で、1,103万円の増額でございます。

18ページ、19ページをお開きください。

2項1目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、変更交付申請に伴い15万4,000円を増額し、2目地域支援事業費交付金（包括的支援事業・任意事業）も、変更交付申請に伴い201万2,000円を減額するものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金は、1節介護給付費繰入金、2節地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の町の負担分で、それぞれ618万1,000円、15万5,000円の増額でございます。

3節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分の町負担分で、201万1,000円の減額でございます。

4節の1号被保険者保険料負担軽減分繰入金につきましては、軽減総額を国2分の1、県と町が4分の1ずつ負担する分として一般会計より繰入れをするもので、5万1,000円の増額でございます。

6節事務費繰入金は、歳出の事務費に係る分として100万4,000円を減額するものでございます。

2項1目介護給付費基金繰入金につきましては、歳出の保険給付費の増額に充当するため、1,662万8,000円を取り崩して繰り入れるものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

続いて歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費の8節旅費につき

ましては、特段参加する研修がないため、1万1,000円の減額でございます。  
18節負担金補助及び交付金につきましては、町村情報システム負担金について1万1,000円を増額するものでございます。

3項1目認定調査費につきましては、主治医意見書の件数の減、認定調査員の報酬見込みの減などにより、それぞれ減額するものでございます。

2款1項1目の介護サービス等給付費は、それぞれのサービス給付費の支出状況の見込みから4,720万円を増額するものでございます。

2項1目の介護予防サービス等給付費につきましても、それぞれのサービス給付費の支出状況の見込みから145万8,000円を減額するものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

3項1目の審査手数料は、国保連に支払う審査手数料を10万円減額するものです。

4項高額介護サービス費から6項高額医療合算介護サービス費につきましても、サービス給付費の支出状況の見込みからそれぞれ増額・減額をするものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、支出状況の見込みから、総合事業に係る第1号訪問事業負担金については65万円を減額し、第1号通所事業負担金については396万円を増額するものでございます。

2項1目の一般介護予防事業費は、65歳以上介護ボランティアポイント制度登録者への謝礼及び介護予防教室に係る費用をそれぞれ減額するものでございます。介護予防教室委託料は、契約に伴う執行残を減額するものでございます。会計年度任用職員（パートタイム）経費は、介護予防教室に係る看護師・ヘルパーの報酬、勤勉手当を減額するものでございます。

3項1目の包括的支援事業費につきましては、生活支援体制整備事業の旅費は、特段参加の予定の研修がないため、2万5,000円を減額するものでございます。

認知症地域支援・ケア向上事業につきましては、認知症カフェにおける講師謝金を減額するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

会計年度任用職員経費は、生活支援コーディネーターに係る報償等を減額するものでございます。

2日任意事業費は、成年後見制度利用支援事業につきましては、町長申立てに伴う利用者が現在2名おりますが、令和6年度中の支払見込みは1名分のため減額するものでございます。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスの件数の増加により46万2,000円を増額するものでございます。

介護相談員事業につきましては、相談員の各施設への訪問回数関係などから減額するものでございます。

認知症サポーター養成講座は、ステップアップ研修を地域包括支援センター保健師が兼務する認知症地域支援推進員が自前作成した資料を使用したため減額するものでございます。なお、3月6日、本日午前中に、山北中学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しております。

5款基金積立金は、歳入の保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金が減額になったことに伴い、141万6,000円を減額するものでございます。

なお、歳入の基金繰入金補正後の予算額が3,372万8,000円でございますので、差引き61万9,000円、基金が目減りすることになり、3月補正後の基金残高は約1億3,500万円となります。

28ページは給与費明細書となります。後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案20号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第20号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 挙手全員。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。
- 日程第20、議案第21号 令和6年度山北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第21号 令和6年度山北町下水道事業会計補正予算（第2号）総則。
- 第1条、令和6年度山北町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
- 収益的収入及び支出。
- 第2条、令和6年度山北町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
- 収入。
- 第1款、科目、下水道事業収益。既決予定額、3億8,555万6,000円。補正予定額、△426万円。計、3億8,129万6,000円。
- 第1項、科目、下水道営業収益。既決予定額、2億5,648万1,000円。補正予定額、△426万円。計、2億5,222万1,000円。
- 支出。
- 第1款、科目、下水道事業費用。既決予定額、3億8,555万6,000円。補正予定額、△426万円。計、3億8,129万6,000円。
- 第1項、下水道営業費用。既決予定額、3億5,165万1,000円。補正予定額、△526万円。計、3億4,639万1,000円。
- 第2項、下水道営業外費用。既決予定額、3,157万1,000円。補正予定額、100万円。計、3,257万1,000円。
- 資本的支出。
- 第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,546万7,000円」を「9,193万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「9,546万7,000円」を「9,193万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、科目、資本的支出。既決予定額、2億4,246万9,000円。補正予定額、△353万1,000円。計、2億3,893万8,000円。

第1項、科目、建設改良費。既決予定額、5,368万9,000円。補正予定額、△353万1,000円。計、5,015万8,000円。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上 下 水 道 課 長

上下水道課長。

それでは、議案第21号 令和6年度山北町下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

3ページをお開きください。

令和6年度補正予算実施計画、収益的収入及び支出でございます。

歳入につきましては、1款1項1目の下水道使用料を1,018万円の減額、1款1項3目の他会計補助金を592万円増額するものです。

支出につきましては、1款1項2目の総係費を20万円増額し、3目流域下水道維持管理費を546万円減額し、2項2目の消費税及び地方消費税を100万円増額するものです。明細につきましては、4、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款1項1目の下水道使用料につきましては、1,018万円の減額、3目の他会計補助金は、一般会計より592万円を繰り入れるものです。

次に、支出ですが、1款1項1目の総係費の貸倒引当金繰入額20万円は、今後の不納欠損に備えるための計上をするものです。

3目流域下水道維持管理費は、負担金の確定により546万円を減額するものです。

2項2目の消費税及び地方消費税は、確定2目により100万円を増額するものです。

すみません、一度3ページにお戻りください。

下段の資本的収入及び支出でございます。

支出でございますが、1款1項2目の下水道流域建設費を353万1,000円減額するものでございます。明細につきましては4、5ページをお開きくださ

い。

下段の資本的収入の支出でございます。

1 款 1 項 2 目の流域下水道建設費は、負担金確定により 353 万 1,000 円を減額するものでございます。

説明は、以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 21 号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

大野徹也議員。

6 番 大 野 5 ページでございますが、まず他会計からの補助金、これは一般会計からの繰越金ということになるかと思えます。土木費からの繰越しという、明細がね、一般会計のほうで出ておりましたんで、そちらから、いわゆるこれは赤字補填ということではないかと思うんですが、その辺に至った経緯みたいなものが、取りあえずの流れの中で、御説明していただけるようでしたらお願いします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 本来ですと、一般会計からの繰入れというのは本来減らしていかなきゃいけないものですが、なかなかそこまで至ってないというのが現状の状況であります。

令和 6 年度の当初予算におきましては、下水道の使用料収入ですね。それにつきましては当初、1 億 9,500 万円ほど見込んでおりましたけれども、これはちょっと回復傾向にあるという期待も込めまして、1 億 9,500 万円を見込んでんですけど、ここ 3 月に来まして、このままですと、そこまでの収入が見込めない、1,000 万円ほどは減るだろうという見込みになりましたので、減額ということになります。

するとほかの確定したのものも、流域の負担金とかも減ってまして、それを相殺しましても、どうしても一般会計のほうから 590 万円ほど繰入れをいただかないと、正直言うと赤字決算を打つような形になります。正直言って赤字決算は避けなければいけませんので、一般会計のほうから繰入れをいただくというような状況になっております。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 恐らく水道事業会計もそうなのでしょうけれども、いわゆる節水機能は、大分いい形になりましたので、そんなに水を使わなくてもというふうな部分  
が下水道のほうの利用料にも反映されているのかなということは分かります。  
ただし、やっぱりこれ、ずっと企業会計でございますから、ここは、本来的  
には使用料の中で、そこを財源として賄っていかなければならない事業かと  
思います。

そこで、また一般会計から繰出しがずっと続くということであれば、なか  
なか建て直しが利かないのではないかなということをちょっと考慮しまして、  
今この時点ではちょっと、その流れのほうをお聞きしたということござい  
まして、令和7年度の予算の中で、またちょっとお聞きしたいと思いま  
すので、ここでは、この形でお聞きしました。すみません。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入り  
たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第21号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第21、議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定についてを議題  
といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を別紙のとおり指  
定するものとする。

令和7年3月4日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町立中川温泉ぶなの湯の指定管理者を指定  
したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

- 議 長 企画総務課長。
- 企画総務課長 それでは、議案第33号 指定管理者（非公募施設）の指定について、御説明を申し上げます。
- 今回の指定管理者の候補については、令和7年2月7日に開催した山北町指定管理者選定委員会において選定したものでございます。
- 1枚おめくりいただきたいと思います。
- 山北町公の施設の指定管理者（非公募施設）の指定について。
- 1、管理を行わせる公の施設の名称、山北町立中川温泉ぶなの湯。
  - 2、指定管理者となる団体の名称、山北町観光協会。
  - 3、指定の期間、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。
- 以上でございます。
- 議 長 説明が終わりましたので、議案第33号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
- 質疑ございませんか。
- 質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声多数）
- 議 長 御異議ないので、議案第33号を採決いたします。
- 原案に賛成者は挙手願います。
- （全員挙手）
- 議 長 挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。
- 以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。
- なお、午後1時40分より予算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。1時40分です。 （午後1時24分）